

医療法人決算届

8 年 1 月 20 日

群馬県知事 あて

所 在 地 群馬県伊勢崎市曲輪町8番1号
名 称 医療法人Noble one
理 事 長 高坂 一貴

医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書



事 業 報 告 書
(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人Noble one
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 群馬県伊勢崎市曲輪町8番1号
- (3) 設立認可年月日 平成29年11月22日
- (4) 設立登記年月日 平成29年11月22日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	高坂 一貴	いせさき駅前歯科 管理者
理 事	高坂 佳香	
同	大川 礼子	
監 事	内田 なつき	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療 機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	いせさき駅前歯科	1030230237	群馬県伊勢崎市曲輪町 8番1号	一 般 病 床 0床 療 養 病 床 0床 [医 療 保 険 0床] [介 護 保 険 0床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年10月15日 令和6年8月期の事業報告及び決算書類等の承認
令和7年 8月31日 令和8年8月期の事業計画及び収支予算の承認

法 人 名 医療法人Noble one

所 在 地 群馬県伊勢崎市曲輪町8番1号

財 産 目 録

(令和7年8月31日現在)

1. 資 産 額	104,760 千円
2. 負 債 額	36,679 千円
3. 純 資 産 額	68,081 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	62,220
B 固 定 資 産	42,540
C 資 産 合 計 (A+B)	104,760
D 負 債 合 計	36,679
E 純 資 産 (C-D)	68,081

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法 人 名 医療法人Noble one

所 在 地 群馬県伊勢崎市曲輪町8番1号

貸 借 対 照 表

(令和7年8月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	62,220	I 流動負債	10,279
II 固定資産	42,540	II 固定負債	26,400
1 有形固定資産	28,323	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	0	負 債 合 計	36,679
3 その他の資産	14,217	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基金	65,962
		II 利益剰余金	2,119
			0
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	68,081
資 産 合 計	104,760	負債・純資産合計	104,760

※医療法人整理番号

法 人 名	医療法人Noble one
所 在 地	群馬県伊勢崎市曲輪町8番1号

損 益 計 算 書
(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	199,463
2 事業費用	199,350
本来業務事業利益	113
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	113
II 事業外収益	2,135
III 事業外費用	129
経常利益	2,119
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,119
法人税等	0
当期純利益	2,119

監 事 監 査 報 告 書

医療法人Noble one

理事長 高坂 一貴 殿

私は、医療法人Noble oneの令和6会計年度（平令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年 10月 12日



法人名 医療法人Noble one
所在地 群馬県伊勢崎市曲輪町8番1号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)